



頁	新（平成28年4月）	旧（平成28年3月）												
<p>第II編 工事一時中止に係るガイドライン II-1 工事一時中止に係るガイドライン  9. 増加費用の考え方  (P35)  ※増加費用の範囲の拡大</p>	<div data-bbox="311 304 1552 367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">9. 増加費用の考え方</h2> </div> <div data-bbox="311 367 1552 430" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h3 style="margin: 0;">(1) 本工事施工中に中止した場合</h3> </div> <div data-bbox="311 430 1552 493" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>■増加費用の範囲</b></p> </div> <div data-bbox="311 493 1552 724" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。 ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、<u>中止により工期延長となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</u></p> </div> <table border="1" data-bbox="311 724 1552 1218" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工事現場の維持に要する費用</b></p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>中止により工期延期となる場合の費用</b></p> <p>◇<u>工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工事体制の縮小に要する費用</b></p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工期短縮を行った場合の費用</b></p> <p>◇<u>工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等</u> ◇<u>工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工事の再開準備に要する費用</b></p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;"><b>工事現場の維持に要する費用</b></p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>	<p style="text-align: center;"><b>中止により工期延期となる場合の費用</b></p> <p>◇<u>工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>工事体制の縮小に要する費用</b></p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等</p>	<p style="text-align: center;"><b>工期短縮を行った場合の費用</b></p> <p>◇<u>工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等</u> ◇<u>工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>工事の再開準備に要する費用</b></p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p>	<p>※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p>	<div data-bbox="1581 304 2819 367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">9. 増加費用の考え方</h2> </div> <div data-bbox="1581 367 2819 430" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h3 style="margin: 0;">(1) 本工事施工中に中止した場合</h3> </div> <div data-bbox="1581 430 2819 493" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>■増加費用の範囲</b></p> </div> <div data-bbox="1581 493 2819 724" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。 ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、<u>工事の再開準備に要する費用、</u> <u>とする。</u></p> </div> <table border="1" data-bbox="1581 724 2819 1218" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工事現場の維持に要する費用</b></p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>◇ _____ ◇ _____ ◇ _____</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工事体制の縮小に要する費用</b></p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>◇ _____ ◇ _____ ◇ _____</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>工事の再開準備に要する費用</b></p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;"><b>工事現場の維持に要する費用</b></p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>	<p>◇ _____ ◇ _____ ◇ _____</p>	<p style="text-align: center;"><b>工事体制の縮小に要する費用</b></p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等</p>	<p>◇ _____ ◇ _____ ◇ _____</p>	<p style="text-align: center;"><b>工事の再開準備に要する費用</b></p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p>	<p>※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p>
<p style="text-align: center;"><b>工事現場の維持に要する費用</b></p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>	<p style="text-align: center;"><b>中止により工期延期となる場合の費用</b></p> <p>◇<u>工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等</u></p>													
<p style="text-align: center;"><b>工事体制の縮小に要する費用</b></p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等</p>	<p style="text-align: center;"><b>工期短縮を行った場合の費用</b></p> <p>◇<u>工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等</u> ◇<u>工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする</u></p>													
<p style="text-align: center;"><b>工事の再開準備に要する費用</b></p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p>	<p>※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p>													
<p style="text-align: center;"><b>工事現場の維持に要する費用</b></p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>	<p>◇ _____ ◇ _____ ◇ _____</p>													
<p style="text-align: center;"><b>工事体制の縮小に要する費用</b></p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等</p>	<p>◇ _____ ◇ _____ ◇ _____</p>													
<p style="text-align: center;"><b>工事の再開準備に要する費用</b></p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p>	<p>※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p>													

頁	新（平成28年4月）	旧（平成28年3月）
<p>第II編 工事一時中止に係るガイドライン II-1 工事一時中止に係るガイドライン 9. 増加費用の考え方 (P38) ※語句の修正</p>	<div data-bbox="350 289 1513 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="350 430 890 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>積上げ項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用</li> <li>○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</li> <li>○直接工事費、仮設費_____及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用</li> </ul> </div> <div data-bbox="920 430 1513 1071" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>率で計上する項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇運搬費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</li> <li>○大型機械類等の現場内小運搬</li> </ul> </li> <li>◇安全費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事現場の維持に関する費用                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◇役務費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</li> </ul> </li> <li>◇営繕費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</li> </ul> </li> <li>◇現場管理費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <div data-bbox="350 1102 1513 1186" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> <p>注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可 ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。</p> </div>	<div data-bbox="1620 289 2783 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1620 430 2160 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>積上げ項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用</li> <li>○直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</li> <li>○直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用</li> </ul> </div> <div data-bbox="2190 430 2783 1071" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>率で計上する項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇運搬費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</li> <li>○大型機械類等の現場内小運搬</li> </ul> </li> <li>◇安全費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事現場の維持に関する費用                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◇役務費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</li> </ul> </li> <li>◇営繕費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</li> </ul> </li> <li>◇現場管理費の増加費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <div data-bbox="1620 1102 2783 1186" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> <p>注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可 ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。</p> </div>

頁	新（平成28年4月）	旧（平成28年3月）																																																																																																																																																																																																																
第II編 工事一時中止に係るガイドライン II-1 工事一時中止に係るガイドライン  9. 増加費用の考え方  (P40)  ※参照先の修正	<p><b>別表-1</b></p> <p><b>土木工事標準積算基準(第I編第9章工事の一時中止に伴う増加費用等の積算)による。</b></p>	<p>別表-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="3">係数 A</th> <th rowspan="2">係数 B</th> <th rowspan="2">係数 a</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>地方部（一般交通等の影響なし）</th> <th>地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島</th> <th>市街地（DID地区・準ずる地区）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>739.2</td><td>781.0</td><td>807.6</td><td>-0.2636</td><td>0.3687</td><td>0.3311</td></tr> <tr><td>河川・道脇構造物工事</td><td>180.4</td><td>190.6</td><td>197.2</td><td>-0.1562</td><td>0.8251</td><td>0.3075</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>105.5</td><td>111.4</td><td>115.2</td><td>-0.1120</td><td>1.6285</td><td>0.2498</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>339.5</td><td>358.7</td><td>370.9</td><td>-0.1935</td><td>0.4461</td><td>0.3348</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>550.3</td><td>581.5</td><td>601.3</td><td>-0.2612</td><td>0.0717</td><td>0.4607</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>476.3</td><td>503.2</td><td>520.4</td><td>-0.2330</td><td>0.8742</td><td>0.3058</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>453.4</td><td>479.0</td><td>495.4</td><td>-0.2108</td><td>0.0761</td><td>0.4226</td></tr> <tr><td rowspan="2">共同溝等工事</td><td>(1)</td><td>209.6</td><td>221.5</td><td>229.1</td><td>-0.1448</td><td>0.1529</td><td>0.4058</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>154.8</td><td>163.6</td><td>169.1</td><td>-0.1153</td><td>0.3726</td><td>0.3559</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>293.8</td><td>310.3</td><td>321.0</td><td>-0.1718</td><td>0.0973</td><td>0.4252</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>151.0</td><td>159.5</td><td>164.9</td><td>-0.1379</td><td>0.4267</td><td>0.3357</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>96.0</td><td>101.4</td><td>104.9</td><td>-0.0926</td><td>0.1699</td><td>0.3933</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>439.2</td><td>464.0</td><td>479.9</td><td>-0.2138</td><td>0.0144</td><td>0.5544</td></tr> <tr><td rowspan="3">下水道工事</td><td>(1)</td><td>437.5</td><td>462.4</td><td>478.1</td><td>-0.2054</td><td>0.0812</td><td>0.4356</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>135.2</td><td>142.9</td><td>147.8</td><td>-0.1089</td><td>0.2598</td><td>0.3771</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>106.4</td><td>112.6</td><td>116.3</td><td>-0.1078</td><td>0.5988</td><td>0.3258</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>244.3</td><td>258.1</td><td>267.0</td><td>-0.1733</td><td>0.2026</td><td>0.3740</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>351.8</td><td>371.8</td><td>384.5</td><td>-0.1793</td><td>11.6225</td><td>0.1998</td></tr> <tr><td>フィルダム工事</td><td>508.1</td><td>536.9</td><td>555.1</td><td>-0.2055</td><td>0.0617</td><td>0.4440</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>256.9</td><td>271.4</td><td>280.8</td><td>-0.1615</td><td>8.1264</td><td>0.1740</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="3">係数 A</th> <th rowspan="2">係数 B</th> <th rowspan="2">係数 a</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>重要港湾 地方港湾(1) 市街地に係る 漁港</th> <th>地方港湾(2) 地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等 の影響あり)</th> <th>地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等 の影響なし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>港湾・漁</td><td>60.3</td><td>58.3</td><td>55.2</td><td>-0.0709</td><td>0.7347</td><td>0.2713</td></tr> <tr><td>港工事</td><td>36.6</td><td>35.4</td><td>33.5</td><td>-0.0311</td><td>0.5764</td><td>0.2992</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="4">係数 A</th> <th rowspan="2">係数 B</th> <th rowspan="2">係数 a</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">市街地(DID地区・準ずる地区)</th> <th rowspan="2">山間僻地離島</th> <th colspan="2">地方部</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>交通 影響なし</th> <th>交通 影響あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>空港用地造成工事</td><td>99.0</td><td>95.7</td><td>90.6</td><td>95.7</td><td>-0.1127</td><td>0.2315</td><td>0.3539</td></tr> <tr><td>空港舗装工事</td><td>210.4</td><td>203.5</td><td>192.6</td><td>203.5</td><td>-0.1620</td><td>0.1342</td><td>0.3663</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※地域補正：地方部（一般交通等の影響なし） 地方部（一般交通等の影響有）、山間僻地離島 市街地(DID地区・準ずる地区)</p>	工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地（DID地区・準ずる地区）	河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	河川・道脇構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559	トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258	公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	重要港湾 地方港湾(1) 市街地に係る 漁港	地方港湾(2) 地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等 の影響あり)	地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等 の影響なし)	港湾・漁	60.3	58.3	55.2	-0.0709	0.7347	0.2713	港工事	36.6	35.4	33.5	-0.0311	0.5764	0.2992	工種区分	係数 A				係数 B	係数 a	係数 b	市街地(DID地区・準ずる地区)	山間僻地離島	地方部				交通 影響なし	交通 影響あり	空港用地造成工事	99.0	95.7	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539	空港舗装工事	210.4	203.5	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663
工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b																																																																																																																																																																																																												
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地（DID地区・準ずる地区）																																																																																																																																																																																																															
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311																																																																																																																																																																																																												
河川・道脇構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075																																																																																																																																																																																																												
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498																																																																																																																																																																																																												
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348																																																																																																																																																																																																												
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607																																																																																																																																																																																																												
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058																																																																																																																																																																																																												
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226																																																																																																																																																																																																												
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058																																																																																																																																																																																																											
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559																																																																																																																																																																																																											
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252																																																																																																																																																																																																												
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357																																																																																																																																																																																																												
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933																																																																																																																																																																																																												
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544																																																																																																																																																																																																												
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356																																																																																																																																																																																																											
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771																																																																																																																																																																																																											
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258																																																																																																																																																																																																											
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740																																																																																																																																																																																																												
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998																																																																																																																																																																																																												
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440																																																																																																																																																																																																												
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740																																																																																																																																																																																																												
工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b																																																																																																																																																																																																												
	重要港湾 地方港湾(1) 市街地に係る 漁港	地方港湾(2) 地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等 の影響あり)	地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等 の影響なし)																																																																																																																																																																																																															
港湾・漁	60.3	58.3	55.2	-0.0709	0.7347	0.2713																																																																																																																																																																																																												
港工事	36.6	35.4	33.5	-0.0311	0.5764	0.2992																																																																																																																																																																																																												
工種区分	係数 A				係数 B	係数 a	係数 b																																																																																																																																																																																																											
	市街地(DID地区・準ずる地区)	山間僻地離島	地方部																																																																																																																																																																																																															
				交通 影響なし	交通 影響あり																																																																																																																																																																																																													
空港用地造成工事	99.0	95.7	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539																																																																																																																																																																																																											
空港舗装工事	210.4	203.5	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663																																																																																																																																																																																																											

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成28年3月）新旧対照表

頁	新（平成28年4月）	旧（平成28年3月）
<p>第II編 工事一時中止に係るガイドライン II-1 工事一時中止に係るガイドライン 9. 増加費用の考え方 (P43～47) ※内容の追記</p>	<p>&lt;参考資料&gt; ■増加費用の費目と内容 増加費用の費目と内容 増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。 (1) 現場における増し分費用【積上又は率により計上】 イ 材料費 (略) ロ 労務費 (略) ハ 水道光熱電力等料金 (略) ニ 機械経費 (略) ホ 仮設費 ①仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。） ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用 △ 運搬費 (略) ⊥ 準備費 (略) チ 事業損失防止施設費 (略) リ 安全費 (略) ヌ 役務費 (略) ル 技術管理費 (略) ヲ 営繕費 (略) ワ 労務者輸送費 (略) 力 社員等従業員給料手当 中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用 ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用 ヨ 労務管理費 (略) 夕 地代 (略) レ 福利厚生費等 (略)</p>	<p>&lt;参考資料&gt; ■増加費用の費目と内容 増加費用の費目と内容 増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。 (1) 現場における増し分費用【積上又は率により計上】 イ 材料費 (略) ロ 労務費 (略) ハ 水道光熱電力等料金 (略) ニ 機械経費 (略) ホ 運搬費 (略) △ 準備費 (略) ⊥ 仮設費 ①仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。） チ 事業損失防止施設費 (略) リ 安全費 (略) ヌ 役務費 (略) ル 技術管理費 (略) ヲ 営繕費 (略) ワ 労務者輸送費 (略) 力 社員等従業員給料手当 中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用 ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 ヨ 労務管理費 (略) 夕 地代 (略) レ 福利厚生費等 (略)</p>

頁	新（平成28年4月）	旧（平成28年3月）																																										
<p>第II編 工事一時中止に係るガイドライン II-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて</p> <p>1. 工事一時中止の区分</p> <p>(P49)</p> <p>※参照する契約約款の修正</p>	<p style="text-align: center;"><b>1. 工事一時中止の区分</b> *</p> <p style="text-align: center;">全部中止と一部一時中止の違い</p> <p><b>「一時中止」と「一部一時中止」</b>                  工事請負契約約款（第20条）では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。                  工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①工事全体の一時中止</p> <p style="text-align: right;">標準積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持工事のうち経常的な工事である場合</li> <li>・中止期間が3箇月を超える場合</li> <li>・その他標準積算が適用できない場合</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②一部一時中止(主たる工種の一時中止)</p> <p style="text-align: right;">標準積算外(見積りによる積上げ積算)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">一部一時中止の場合の増し分費用について 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">一時中止 (工事全体の中止)</th> <th style="text-align: center;">一部一時中止 (主たる工種の中止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中止の範囲</td> <td style="text-align: center;">工事範囲全体</td> <td style="text-align: center;">工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術者の専任</td> <td style="text-align: center;">工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。</td> <td style="text-align: center;">工事施工期間は専任が必要。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約解除できる時期 (契約約款第45条)</td> <td style="text-align: center;">中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)</td> <td style="text-align: center;">中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工期変更</td> <td style="text-align: center;">原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる</td> <td style="text-align: center;">一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">増し分費用の算定方法</td> <td colspan="2">                     中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による  <math>G = dg \times J + \alpha</math>                      dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め)                      J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て)                      α:積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て)                      一時中止に係る現場経費率(dg)  <math>dg = A \{ (J / (a \times J^b \cdot N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} \cdot B \{ (N \times R \times 100) / J \}</math>                      N:一時中止日数                      R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)                      A・B・a・b:各工種毎に決まる係数                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">Nは一時中止日数</td> <td style="text-align: center;">Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数</td> </tr> </tbody> </table>		一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)	中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)	技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。	契約解除できる時期 (契約約款第45条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。	工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する	増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め) J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て) α:積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b \cdot N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} \cdot B \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N:一時中止日数 R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b:各工種毎に決まる係数			Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数	<p style="text-align: center;"><b>1. 工事一時中止の区分</b> *</p> <p style="text-align: center;">全部中止と一部一時中止の違い</p> <p><b>「一時中止」と「一部一時中止」</b>                  工事請負契約約款（第20条）では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。                  工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①工事全体の一時中止</p> <p style="text-align: right;">標準積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持工事のうち経常的な工事である場合</li> <li>・中止期間が3箇月を超える場合</li> <li>・その他標準積算が適用できない場合</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②一部一時中止(主たる工種の一時中止)</p> <p style="text-align: right;">標準積算外(見積りによる積上げ積算)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">一部一時中止の場合の増し分費用について 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">一時中止 (工事全体の中止)</th> <th style="text-align: center;">一部一時中止 (主たる工種の中止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中止の範囲</td> <td style="text-align: center;">工事範囲全体</td> <td style="text-align: center;">工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術者の専任</td> <td style="text-align: center;">工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。</td> <td style="text-align: center;">工事施工期間は専任が必要。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約解除できる時期 (契約書第48条)</td> <td style="text-align: center;">中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)</td> <td style="text-align: center;">中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工期変更</td> <td style="text-align: center;">原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる</td> <td style="text-align: center;">一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">増し分費用の算定方法</td> <td colspan="2">                     中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による  <math>G = dg \times J + \alpha</math>                      dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め)                      J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て)                      α:積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て)                      一時中止に係る現場経費率(dg)  <math>dg = A \{ (J / (a \times J^b \cdot N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} \cdot B \{ (N \times R \times 100) / J \}</math>                      N:一時中止日数                      R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)                      A・B・a・b:各工種毎に決まる係数                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">Nは一時中止日数</td> <td style="text-align: center;">Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数</td> </tr> </tbody> </table>		一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)	中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)	技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。	契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。	工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する	増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め) J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て) α:積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b \cdot N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} \cdot B \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N:一時中止日数 R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b:各工種毎に決まる係数			Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数
	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)																																										
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)																																										
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。																																										
契約解除できる時期 (契約約款第45条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。																																										
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する																																										
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め) J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て) α:積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b \cdot N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} \cdot B \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N:一時中止日数 R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b:各工種毎に決まる係数																																											
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数																																										
	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)																																										
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)																																										
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。																																										
契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。																																										
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する																																										
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め) J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て) α:積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b \cdot N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} \cdot B \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N:一時中止日数 R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b:各工種毎に決まる係数																																											
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数																																										